





## ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

平成28年1月1日より「長沼町ふるさと応援寄附金」にお申込みいただいた方の中で、ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号（マイナンバー）の記入と下記図表の本人確認資料の添付が必要になります。

	「個人番号カード」を持っている人	「通知カード」を持っている人 または 個人番号付きの住民票	
個人番号確認の書類	個人番号カード裏のコピー 	通知カードのコピー（両面） または 個人番号付き住民票のコピー  	
本人確認書類	個人番号カード表のコピー 	<b>写真付き</b> 本人確認書類 <b>1点</b> のコピー <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・旅券（パスポート）</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> </ul> <p>※<b>写真</b>、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください。</p>	<b>写真なし</b> 本人確認書類 <b>2点</b> のコピー <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健康保険証</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・特別児童扶養手当証書</li> <li>・各種年金手帳</li> <li>・納税証明書</li> <li>・納税通知書</li> <li>・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書</li> <li>・戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）</li> <li>・特別徴収税額通知書</li> <li>・退職所得の特別徴収票</li> <li>・源泉徴収票</li> </ul>

### ご注意ください！

- \* ワンストップ特例を申請した後で、寄付した翌年の**1月1日時点の住所や氏名等に変更**があった場合は、**1月10日までに**寄付先の自治体（長沼町役場政策推進課ブランド戦略係）へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書（第五十五号様式の六）」の提出が必要です。様式については、ふるさとチョイスホームページ、もしくは当町ホームページよりダウンロードしてください。
- \* **以下に該当する場合は、ワンストップ特例の申請は無効**となりますのでご注意ください。
  - ・6以上の自治体にワンストップ特例申請を行った
  - ・寄付した翌年の1月1日の住所地がワンストップ申請後に変更されたが、変更の届出を行っていない
  - ・所得税の確定申告を行った場合や、個人住民税の申告を行った場合

※この他、個人番号（マイナンバー）の記入ミスや、本人確認資料が添付されていない場合も、ワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございます。

(提出先)長沼町役場政策推進課 ブランド戦略係  
 TEL: 0123-76-8016 FAX: 0123-88-0888  
 メール: seisakusuishinka@ad.maoi-net.jp